

令和5年（行ウ）第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

被告第6準備書面

令和6年7月30日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人

弁護士 野村 雅



同

弁護士 中山 修



同復代理人

弁護士 今崎 光



同復代理人

弁護士 横澤 秀



原告の準備書面2に対し、必要な範囲で認否反論する。

1 (一財)山口県遺族連盟は、「靖国神社への参拝」や「英霊の顕彰」といった活動を目的とした団体であり、特定の宗教的思想に基づく団体で、靖国神社及び護国神社の関連団体である(4頁)

[否認ないし争う]

① 最高裁は、憲法上の宗教について一義的ないし一元的な定義をしておらず、

起工式など個別の事案毎に行事等の宗教性の有無・程度を判断している（被告第2準備書面4、5頁のとおり）。

原告は、（一財）山口県遺族連盟の定款上の活動目的を理由に、「特定の宗教的思想に基づく団体」とする。しかし、最高裁の判断方法からすれば、国やその機関等の関わりの中で宗教性を判断するのであって、全く具体的関わりや個別事実毎の主張がなされておらず、失当である。

- ② なお、（一財）山口県遺族連盟は、靖国神社及び護国神社と直接関連しないから、「関連団体」ではない。

- 2 慰霊大祭に参列した遺族の人数が明らかでないし、その中に山口県における遺族がどれくらい含まれているかも分からない（5頁）

[概ね否認する]

- ① （一財）山口県遺族連盟からは、参列者は約400人と聞いている。
- ② （一財）山口県遺族連盟は、昭和23年10月8日に法人として設立され、戦没者の英霊顕彰、道義の高揚及び恒久平和並びに戦没者遺族及びその他の親族の処遇改善を始めとする福祉の増進に寄与することを目的としている。そして、県は、戦傷病者戦没者遺族援護法等の関係で行う業務について、多数協働している（被告第3準備書面11～15頁のとおり）。
- ③ 慰霊大祭は、戦没者の霊を慰めることを目的とするのだから、（一財）山口県遺族連盟の関係者が多数を占めることは明らかである。

- 3 (a) 政教分離原則は、特定の宗教を信じない自由、特定の宗教を受け入れるよう働きかけられない自由、特定の宗教の布教や誘導を受けない自由、宗教的な意味付けや宗教的評価を加えられない自由を保障するものであるから、(b) 神道を信仰しない戦没者の遺族にとって、本件参拝は近親者の追悼にあたって神道という特定の宗教を受け入れるよう働きかけるものである（5、6頁）

〔(a) 争う〕

政教分離は、いわゆる制度的保障であり、「分離原則を端的に個人の主観的権利とみることも無理があるように解される」とされる（佐藤幸治著『日本国憲法論』232、233頁）。

つまり、政教分離原則は、原告が主張するような自由を保障するような、特定の者の主観的権利を認めたものでもない。

〔(b) 争う〕

知事は、遺族の援護事業に携わっている（一財）山口県遺族連盟から案内を受け、県が担う援護事業に関わる多くの戦没者及び遺族に対して、弔意、哀悼の意を表明するため、社会的儀礼として出席した。

本件参拝が社会的儀礼に過ぎない以上、一般的には、県民もそうとしか捉えな
いと思われる。

詳細は被告第2準備書面8頁で主張した。

- 4 県内では、複数の市が主催する、宗教施設以外での無宗教方式の戦没者追悼式が行われており、知事はこれらの追悼式に参加しているのだから、知事があえて例大祭に参列して参拝する必要はなく、故に、例大祭に参加して参拝することは、神道を特別扱いするという効果を生じさせる（6頁）

〔争う〕

知事は、遺族の援護事業に携わっている（一財）山口県遺族連盟から案内を受け、県が担う援護事業に関わる多くの戦没者及び遺族に対して、弔意、哀悼の意を表明するため、社会的儀礼として出席した。

他の追悼式も同様に、社会的儀礼として出席したに過ぎない。知事は、これらを平等に扱っている。

- 5 護国神社という宗教施設において、参拝の一環としてなされる玉串拝礼という

行為は、社会通念に従えば宗教的意義をもつものであり、知事が宗教的活動を行っている、と一般人は評価する（7頁）

[争う]

- i 玉串拝礼は、神道の立場からは、神職以外の者が行うものは、祭祀すなわち神への奉仕ではなく、「祭祀の精神に基づき礼典化して行うものとされる」（乙3号証・245頁、261頁）。
- ii 津地鎮祭訴訟（最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁）や箕面忠魂碑訴訟（最判平成5年2月16日民集47巻3号1687頁）では、刈初めの儀や戦没者慰霊祭で玉串奉奠（玉串拝礼）が行われているが、いずれも社会的儀礼を行うという専ら世俗的な目的に出たものであるとして合憲とされたと整理されている（最判平成14年7月11日（民集56巻6号1204頁）の判例解説565頁参照）。
- iii 社会通念上、式典に参加した者は、その式典の方式に従って拝礼等を行うのが、一般的な習慣である。そのため、村岡知事は、あくまでも、社会的儀礼という世俗的な目的にて参加し、その慰霊大祭の方式に従って、玉串拝礼を行ったに過ぎず、社会的儀礼としての意味しか持たない。

6 本件は、津地鎮祭訴訟や箕面忠魂碑訴訟とは式典が行われた場所等に大きな違いがあるから、同列に論じることができない

[争う]

玉串拝礼の趣旨は5項iのとおりであり、神職以外の者が行うものは、祭祀すなわち神への奉仕ではなく、「祭祀の精神に基づき礼典化して行うものとされる」。これは、玉串拝礼が行われた場所を問わない。

7 県は、防府天満宮が主催する奉納清書展を後援し、受賞者表彰式に知事やその代理人が出席している。しかし、知事やその代理人は、表彰式前に本殿で執り行

われている奉告祭には、政教分離の趣旨を踏まえ、参列していない。(8頁)

[認める]

防府天満宮で行われる奉告祭と、慰霊大祭とでは、そもそも別の行事である。よって、奉告祭への参列について政教分離の趣旨を踏まえて出席していないからといって、慰霊大祭への出席について宗教的活動の認識があると評価できるものではない。

そして、慰霊大祭への参列が宗教的活動に該当しないことは、これまで主張したとおりである。

- 8 戦没者を「英霊」と呼ぶ行為は、神道以外の信仰にある人や、靖国神社・護国神社の歴史観に同意しかねる人に対し、少なからず苦痛を与えるものである(9頁)

[不知]

知事は、式典での呼称に倣ったにすぎず、社会的儀礼の範疇である。

- 9 知事は、原告らから、本件参拝が宗教的意義を有することを理由に、参拝の中止要請を受けていながら、宗教施設における参拝を行っている以上、宗教的意図があったはずである(10頁)

[争う]

知事は、遺族の援護事業に携わっている(一財)山口県遺族連盟から案内を受け、県が担う援護事業に関わる多くの戦没者及び遺族に対して、弔意、哀悼の意を表明するため、社会的儀礼として出席した。

原告らの中止要請によって、この意図が変わるはずがない。

以上